

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

加えて、当社は地球環境保全に十分配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取り組みとしてE-COMPASS（Environmental Co-Creation by Material, Process and Subcomponent Solutions）を立ち上げました。E-COMPASSは、製品はもとより事業活動全体を通して環境にフォーカスし、パートナーシップのさらなる強化とサプライチェーン全体での価値共創を目指した新たな取り組みです。当社はあらゆる経営資源を活用し、今後大きな潮流となる社会のデジタル化とグリーン化の両立を目指し、サプライチェーン全体の協働により、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、要請額の妥当性について取引先と十分に協議のうえ、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、全額現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは、合理的な理由なく求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対する急な納期変更や短納期発注は適正なコスト負担の下で依頼します。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、サプライチェーン全体が健全で持続可能であることを目指し、法令および社会規範に基づいてさまざまな観点から策定した調達方針に従い、調達およびそれにかかわる活動を行います。さらに、取引先との信頼関係の構築に努め、協働でグローバルスタンダードに準拠したオペレーションを展開することにより、サプライチェーンにおける付加価値向上に努めます。

2025 年 1 月 20 日

東京エレクトロンＢＰ株式会社

代表取締役社長 八木 勝義